

自動車リサイクルに関する自動車所有者向けチラシ・ポスター制作、 印刷および発送業務 仕様書

2010年10月28日
公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

1. 本調達の目的

2005年1月から施行された自動車リサイクル法「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、「自動車リサイクル法」という。）」では、自動車所有者、関係事業者、自動車メーカー・輸入業者がそれぞれの役割を担うことになっている。
特に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の引取・リサイクルの処理にかかる費用（リサイクル料金）はクルマの所有者が負担することになっているため、法施行前から幅広く理解活動を行ってきたが今後も継続して理解の促進および情報の提供を継続する予定である。
今回は、2007年に作成して以来使用してきたチラシの情報の更新およびデザインを改訂するものである。

2. 概要

- (1) 委託業務
 - ・チラシの作成、印刷
 - ・作成したチラシと同デザインのポスター印刷
 - ・作成したチラシおよびポスターを本財団指定場所（全国）へ発送
- (2) チラシ・ポスターの対象者
自動車ユーザー等
- (3) チラシ・ポスターの訴求点
 - ・自動車リサイクルが順調に稼働していること（実績）
 - ・中古車売買時のリサイクル料金とリサイクル券引き継ぎ
 - ・廃車時の引渡しと引取証明書の受け取り
 - ・自動車重量税還付制度
 - ・問い合わせ先、HP誘導（料金の検索、使用済自動車処理状況検索紹介）等

3. 委託業務の範囲および納入物件

- (1) チラシのデザインおよびデータ作成
 - ・仕様書2(3)チラシ・ポスターの訴求点、過去作成のチラシ(*)、本財団作成のサンプル（仕様書添付資料）を参考にデザインすること
(*)過去作成のチラシ掲載URL：<http://www.jarc.or.jp/automobile/publicity/>
 - ・2、3回程度の修正を経て決定予定
 - ・次の電子データを納入すること
 - ①電子データ HP掲載用（PDFファイル）
 - ②電子データ 加工可能なファイル形式
 - ③電子データ 作成したイラスト（パーツ）

(2)チラシの印刷

- ・ 10,000枚
- ・ A4サイズ、マットコート 四六90、表4色／裏4色（両面）、50部／合紙
- ・ 2,000枚を先行して納品

(3)ポスターの印刷

- ・ 1,000枚
- ・ B2サイズ、マットコート 四六135、表4色／裏0色（片面）

(4) チラシ、ポスターの全国への発送

- ・ 北海道から沖縄県までの全国300箇所を想定
- ・ 送付用文書、チラシ1～2枚、ポスター2枚を折らずに梱包
- ・ 発送方法を見積内訳書に記述のうえ、提示すること（メール便利用等安価な方法を求める）

4. 納入期限

- ・ チラシ10,000枚のうち、2,000枚は、2010年12月1日（水）までに納品
- ・ 本財団指定場所への発送作業は2010年12月22日（金）までに完了すること
- ・ 発送作業後、12月27日（水）までに残ったチラシ、ポスターを納品

詳細なスケジュール、発送先については、本財団と協議の上確定するものとする。

5. 納入場所

公益財団法人自動車リサイクル促進センター 事務統括部（日本自動車会館11階）

6. その他留意点

- (1) 納品までのスケジュール案を提示すること
- (2) 自動車リサイクルイメージキャラクターやロゴ等、一部のデータは使用可能

以上

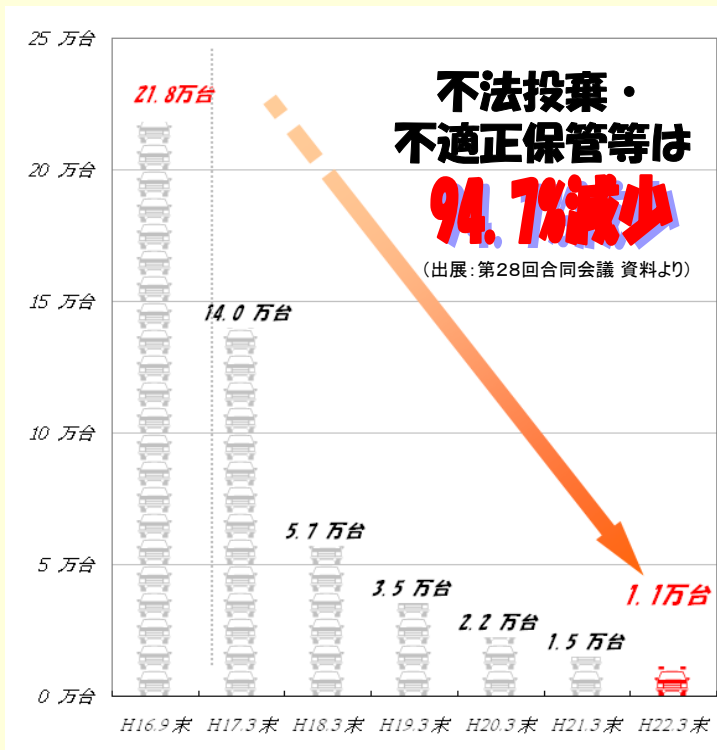
自動車リサイクル どんどん進行中!

自動車リサイクル法施行後、**2,000万台**を超える車が適正に処理されました。

(H22年8月末時点)



95%
がリサイクル



【エンジン】
【ボディ】



・中古部品として活用
・鉄や燃料等の原材料



【フロン】

・無害化

【エアバッグ】

・安全に適正処理
・金属部分は資源

【シュレッダダスト】(廃車くず)

・熱エネルギー資源

リサイクル料金はこの3物品の適正処理に使われます。

自動車リサイクルのしくみや実績を知りたいときはこちらへアクセス

<http://www.jarc.or.jp/> (ホームページ)

<http://www.jarc.or.jp/m> (携帯サイト)



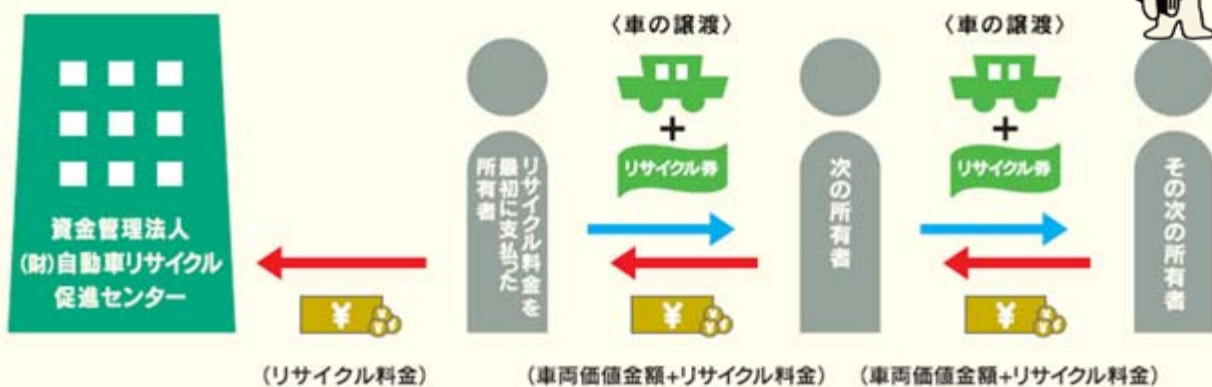
QR
コード



ここがポイント！ 自動車リサイクル

車を売るときは・・・

○リサイクル料金預託済みのクルマを売るときは、クルマの価値金額に加えて、リサイクル券を次の所有者に渡して、リサイクル料金を受け取ってください。



廃車にするときは・・・

○自治体に登録された『引取業者』

(新車・中古車販売店、整備業者、解体業者など) にクルマを渡して、『引取証明書』を受け取ってください。

*中古車として売るときには発行されません。

使用済自動車引取証明書		日付	年	月	日
リサイクル料金預託済(預託解除済)車		車台番号		車種	
車台番号		車種		車体色	
車名		車体色		車体色	
車体色		車体色		車体色	

※この引取証明書は、自動車リサイクル法に基づき、自動車リサイクル料金を支払った自動車にのみ発行されます。また、この引取証明書は、自動車リサイクル料金を支払った自動車にのみ有効です。

〈使用済自動車引取証明書の例〉



廃車にする時に車検の有効期間が残っていれば、その期間に応じて自動車重量税の還付が受けられます。

*永久抹消登録・解体届出などと同時に申請します。

*詳しくは、国税庁のホームページでご確認ください。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/jidoshajuryo/01.htm>

お問い合わせ・情報の検索は・・・

○自動車リサイクル料金や廃車を引き渡した後の解体の状況は自動車リサイクルシステムのホームページで調べることができます。

<http://www.jars.gr.jp/>

*左記URLはTOPページです。

「自動車ユーザー向け」をクリックすると、調べたい項目のメニューが表示されます。

(ホームページに検索の手順が記載されています。)

*自動車検査証やリサイクル券などクルマの情報がが必要です。

あなたのクルマの処理状況は？



使用済自動車処理状況検索

あなたが使用済にしたクルマの処理状況を調べてみよう！

[クリック！>](#)

あなたのクルマのリサイクル



リサイクル

あなたのクルマのリサイクル料金を調べてみよう！

[クリック！>](#)

電話でのお問い合わせは
自動車リサイクルシステム
コンタクトセンターまで

03-5673-7396

